

2011年9月30日

報道各位

書籍スキャン事業者からの質問書回答についてのご報告

私たち、下記の作家と出版社は、去る9月5日、連名にて98社の書籍スキャン事業者に、添付（参考資料P4～P5）の質問書を発送いたしました。質問書は87社に届き、昨日までに43社より有効回答を受領しましたので、その概略をご報告します。

質問1へは、43通中、「今後も依頼があればスキャン事業を行う予定」との回答が2社（4.7%）、「差出人作家の作品について、今後スキャン事業を行わない」との回答、及び事業の終了方針を記載したりサイトを閉鎖した事業者が合計37社（86.0%）、その他の無記載が4社（9.3%）でした。なお、このほか、質問書には返信しないまま、サイトを閉鎖・停止中の事業者が数社確認されています。

質問2(1)へは、「依頼者が実際に私的使用を目的としているか否かを特に確認していない」との回答が2社（4.7%）、「依頼者に私的使用目的であると申告させている」との回答が14社（32.6%）、「上記以外の方法で確認」との回答が19社（44.2%）、無記載が8社（18.6%）でした。ただし、この「上記以外の方法」の具体的記載は、全て依頼者に私的使用目的である旨を画面上で確認・同意してもらうという趣旨のものであり、この点を含めれば、「依頼者の自己申告」以外の回答は見出せませんでした。

質問2(2)へは、「法人からの発注に応じている」との回答が6社（14.0%）、「法人からの発注には応じていない」との回答が26社（60.5%）、無記載が11社（25.6%）でした。

今回、著作者・出版社の意向を汲み、対象書籍のスキャン事業をおこなわない姿勢を示した回答が大部分だったことは評価できると考えます。ただし、一部の事業者において、今回の通知は「拒否リスト」であるとして、差出人となった122人の作家・及び7出版社の書籍以外は、著作権者の許諾がなくともスキャン事業を継続できるかのような発言が見られたことは、非常に問題です。そのような理解は、通知書の趣旨と現行著作権法を曲解するものです。

前回もお伝えしたとおり、私たちはビジネスとしての電子書籍の可能性やユーザーにとっての利便性を決して軽視するものではありません。先日発足が発表された「出版デジタル機構」を含めて、電子書籍のラインナップ充実などの努力は続けていく所存です。それだけに、大手スキャン事業者自らが、ホームページで「書籍のデータ取得や裁断書籍の転売目的の業者がいる」と注意を呼びかけているような現状は、問題が多いと言わざるを得ません。

今後も未回答の事業者を含めて状況を注視し、必要な対応をおこなってまいります。また、特に悪質と判断した事業者については、法的措置を含めて、弁護士と対応を検討いたします。

以上

あいだ夏波
青山剛昌
浅田次郎
阿刀田高
いくえみ綾
石川雅之
石持浅海
五木寛之
江國香織
大沢在昌
奥浩哉
角田光代
上条明峰
岸本斉史
北川夕夏
京極夏彦
黒井千次
小山宙哉
桜小路かのこ
椎名軽穂
白石一文
タアモ
筒井康隆
永井豪
楡周平
畑健二郎
はやみねかおる
平岩弓枝
福井晴敏
藤島康介
誉田哲也
増田こうすけ
三田紀房
水波風南
宮城谷昌光

愛本みずほ
赤川次郎
浅田弘幸
荒木飛呂彦
池野恋
石田衣良
伊集院静
内田康夫
大暮維人
小川洋子
奥泉光
桂正和
川上弘美
北方謙三
北見けんいち
桐野夏生
小池真理子
さいとう・たかを
里中満智子
重松清
清野静流
高橋源一郎
津山ちなみ
西炯子
乃木坂太郎
葉月かなえ
春田なな
弘兼憲史
フクシマハルカ
藤田宜永
槇村さとり
松本ひで吉
道尾秀介
南勝久
宮本輝

青木琴美
秋本治
あさのあつこ
安藤なつみ
池山田剛
石塚真一
一条ゆかり
浦沢直樹
逢坂剛
荻原浩
甲斐谷忍
神尾葉子
かわぐちかいじ
北川みゆき
樹林伸
くらもちふさこ
香月日輪
坂上弘
猿渡哲也
篠田節子
宗田理
ちばてつや
冬目景
西村京太郎
馳星周
林真理子
東野圭吾
深見じゅん
藤子不二雄^A
武論尊
真島ヒロ
松本零士
皆川亮二
宮城理子
村山由佳

本宮ひろ志
森田まさのり
やまさき十三
山本文緒
夢枕獏
若木民喜

森絵都
森村誠一
山原義人
唯川恵
米沢りか
渡辺淳一

森川ジョージ
森本梢子
山本一力
弓月光
六花チヨ

角川書店
集英社
文藝春秋

講談社
小学館

光文社
新潮社

2011年9月5日

参考資料

質 問 書

前略

別紙記載の差出人（以下「差出人」といいます）は、貴社が、受注による市販書籍のスキャン事業（以下「スキャン事業」といいます）を行っていることを把握しております。これに関し、貴社に対し以下のとおり質問します。

質問1：

スキャン事業を行っている多くの業者は、インターネット上で公開されている注意事項において、「著作権者の許可を得た書籍のみ発注を受け付ける」「発注された書籍は著作権者の許可を得たものとみなす」などの定めをおいています。

差出人作家は、自身の作品につき、貴社の事業及びその利用をいずれも許諾しておらず、権利者への正しい還元の仕組みができるまでは許諾を検討する予定もないことを、本書で通知します。

かかる通知にもかかわらず、貴社は今後、差出人作家の作品について、依頼があればスキャン事業を行うご予定でしょうか。

質問2：

- (1) 貴社はスキャン事業の発注を受け付けるに際して、依頼者が実際に私的使用を目的としているか否かを、どのような方法で確認しておられるのでしょうか。
- (2) 貴社は、スキャン事業の、法人からの発注に応じていますか。

ご多忙とは思いますが、以上の各質問に対し、2011年9月16日までに、本質問書に添付の回答書により、下記の宛先までご回答下さい。

出版七社連絡会事務局

参考資料

回答日：2011年 月 日

回 答 書

2011年9月5日付け質問書に対し、以下のとおり回答します。

質問1（該当する記号を で囲んでください。）

- ア． 当社は今後、差出人作家の作品について、依頼があればスキャン事業を行う予定です。
- イ． 当社は今後、差出人作家の作品について、依頼があっても、スキャン事業を行うことはありません。

質問2（該当する記号を で囲んでください。）

- (1) 当社はスキャン事業の発注を受け付けるに際して、依頼者が実際に私的使用を目的としているか否かを、
 - ア． 特に確認していません。
 - イ． 依頼者に私的使用目的であると申告させています。
 - ウ． 上記以外の方法で確認しています。（質問者注：下欄にご記入ください。）
()
- (2)
 - ア． 当社は、スキャン事業の、法人からの発注に応じています。
 - イ． 当社は、スキャン事業の、法人からの発注に応じていません。

回答者：

（会社名）

（代表者の役職及び氏名）

（印）